

健康診断を実施した結果、当該健康診断の項目に  
異常の所見があると診断された労働者について  
産業医等の医師から意見を聞く必要があります。

労働安全衛生法第66条の4

意見の聴取は健康診断実施後の3カ月以内に行う必要があります。(深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の場合は2カ月以内。)

意見の聴取方法は、医師に健康診断個人票の医師意見欄を記入するよう求めることにより行います。

### 医師の意見とは

次の2点について意見を求めます。

#### 1. 就業区分及びその内容についての意見

下記の区分(例)によって求める。

就業区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

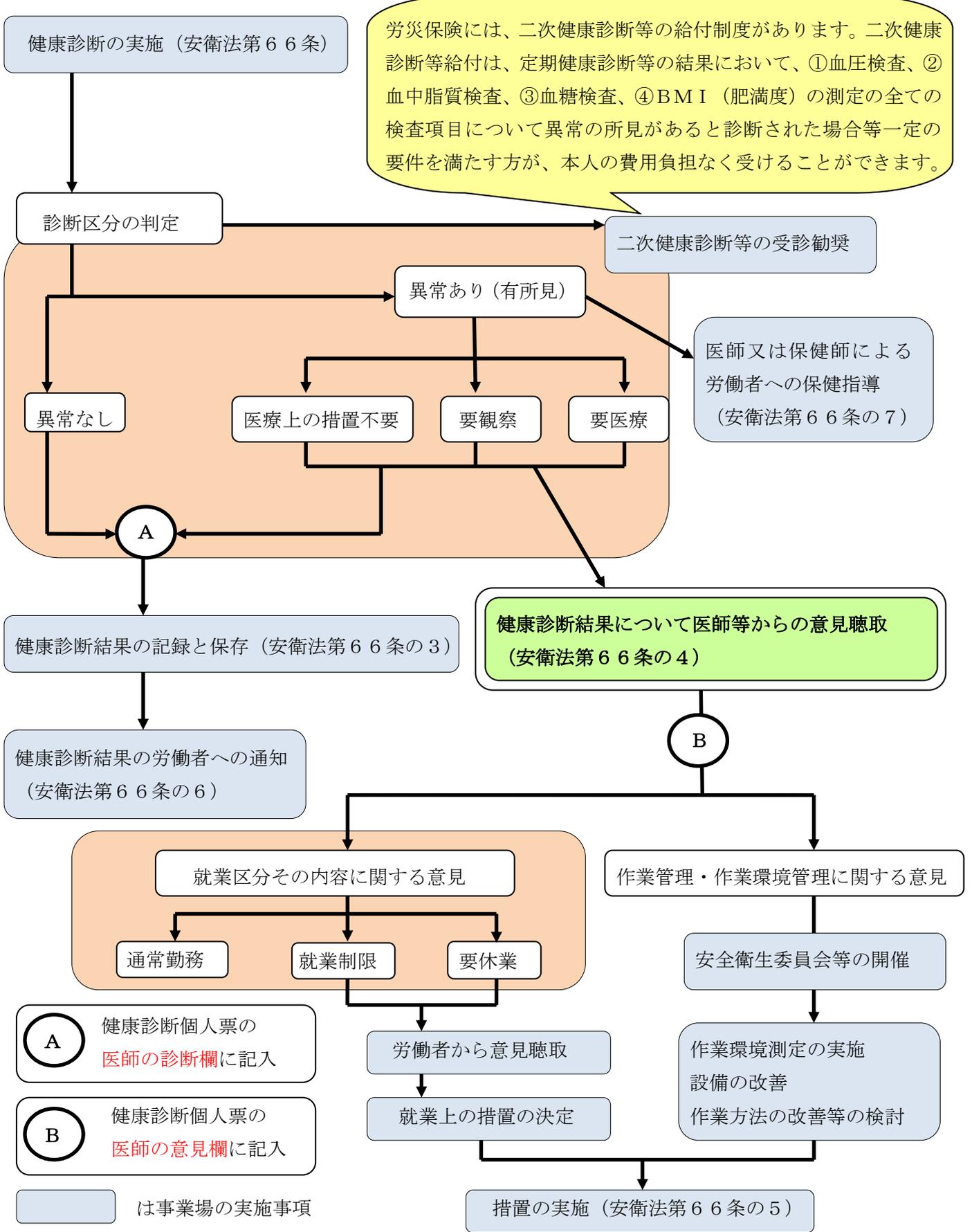
#### 2. 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置についての意見を求める。

### 意見を聞く医師について

産業医の選任義務のある事業場(労働者数が常時50人以上の事業場)においては、産業医から意見を聴くことが適当ですが、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が相談等に応じる地域産業保健センター、あるいは健診を実施した健診機関、お近くの医療機関等にご相談ください。

# 労働安全衛生法で定める健康診断実施後の措置の流れ



労災保険には、二次健康診断等の給付制度があります。二次健康診断等給付は、定期健康診断等の結果において、①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④BMI（肥満度）の測定の全ての検査項目について異常の所見があると診断された場合等一定の要件を満たす方が、本人の費用負担なく受けることができます。